

平成27年第2回紀の川市議会定例会 第1日

平成27年 6月19日（金曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前10時28分

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議席の一部変更について
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部変更について）
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部改正について）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第6号））
- 議案第65号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第66号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第67号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第68号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第69号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第70号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第71号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）
- 議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）
- 議案第74号 紀の川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）につ

いて

議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 竹村広明	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 杉原勲	22番 高田英亮

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕
教育部長	稲垣幸治	企画部財政課長	杉本太

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開会 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

議員各位には、平成27年第2回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、条例の制定や一部改正、また補正予算などの案件が上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る6月17日に開催されました第91回全国市議会議長会総会において、榎本喜之君、石井 仁君、川原一泰君、故亀岡雅文君が、議員在籍10年以上表彰を受けられました。

ただいま名前をお呼びした議員は、前のほうへお越してください。

〔議長から、榎本議員、石井議員、川原議員に表彰状を伝達〕

〔拍手〕

○議長（高田英亮君） 以上で、表彰伝達を終わります。

受賞された皆さん、まことにめでたうございました。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番 堂脇光弘君、17番 室谷伊則君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田英亮君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る6月9日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月10日までの22日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から7月10日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高田英亮君） それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1 去る5月14日、15日の二日間、議会広報特別委員会が視察研修を行いましたので、その概要を議会広報特別委員会委員長から報告していただきます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） おはようございます。

当委員会は、去る5月14日、15日、岐阜県可児市議会と三重県いなべ市議会へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

可児市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋から30キロの距離にあり、名古屋圏のベッドタウンとして急速に人口が増加した市です。議会だよりについては、他市への視察研修後、内容と表紙をリニューアルされ、「興味を引く特集と表紙」「動線・ホワイトスペース・統一感」を大切に取組みました。

二日目の研修先であるいなべ市は、平成15年に4町合併した市です。こちらも名古屋から車で約50分の距離にあり、自動車関連企業などが進出し、活力あるまちとしてわずかながら人口増加傾向にある市です。

昨年7月に総務常任委員会の方々が、新庁舎建設と公共施設の統廃合について、当市に視察に来られました。その際に、議会広報編集委員長が、当議会広報を手にとられ、当市に視察にと考えてくださっていたようで、大変友好的な研修が行われました。委員会では、写真撮影日を設けて委員全員が写真撮影を行ったり、広報を読むと答えがわかるクイズコーナーを設けたりと、読んでもらうためにいろいろな工夫をしていました。クイズの応募はがきに書き添えられた市議会や議会だよりに関する意見も掲載し、市民の声を大切にしているとのことでした。

どちらの委員会におきましても、議会報告会など公聴にも力を入れており、議会改革に取り組んでいく当議会においても大変参考になりました。

以上で、報告を終わりますが、詳しい資料は事務局に保管しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

○議長（高田英亮君） 報告2 執行部より、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市長の専決処分事項について報告がありました。

また、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成26年度紀の川市繰越明許費繰越計算書の提出がありました。

また、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成26年度紀の川市水道事業会計予算繰越報告と地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、紀の川市土地開発

公社の経営状況を説明する書類の提出もありましたので、後ほど配付させていただきます。

報告3 その他の報告につきましては、配付しているとおりでありますので、確認をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議席の一部変更について

○議長（高田英亮君） それでは、日程第4、議席の一部変更についてを議題といたします。

去る2月20日の副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思いますので、その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 城山君。

○事務局長（城山義弘君） それでは、朗読いたします。

議席番号21番 杉原 勲副議長。

以上です。

○議長（高田英亮君） お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前 9時39分）

（再開 午前 9時40分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について） から

議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について まで

○議長（高田英亮君） 次に、日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）から、議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議についてまでの19件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本日、平成27年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にかかわりませず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

まずは、先ほど全国市議会議長会永年在職議員表彰の伝達を受けられた各議員の皆さん、大変おめでとうございます。市民の皆さんとともに、お喜びを申し上げたいと思います。また、これからも引き続き、市民の皆さんの代表として御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、今定例会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、専決処分に係る報告議案、4議案、財産区に係る人事議案、7議案、工事請負契約の締結及び一部変更に係る議案、2議案、条例の制定及び一部改正に係る議案、4議案、平成27年度一般会計補正予算に係る議案、1議案、那賀老人福祉施設組合の解散に係る協議、1議案、計19議案であります。

その概要説明を申し上げます。

報告第2号から報告第5号の専決処分の承認を求めることについて。

報告第2号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例について及び報告第3号 紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

報告第4号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正する条例については、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

報告第5号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）については、歳入の確定に伴う財源調整により、歳出予算額を1,338万1,000円を減額補正したものであります。

以上、報告第2号から報告第5号までの専決議案4件については、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

議案第65号から議案第71号までの最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任については、最上、神田、市場、元財産区管理委員が平成27年6月30日任期満了となるため、7名の委員を選任いたしたく、紀の川市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第72号 工事請負契約の締結については、市民プール整備工事に係る請負契約の締結に係る議案で、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号 工事請負契約の一部変更については、旧貴志川分庁舎耐震改修工事において、施工中に見えられたアスベストの除去等の追加が必要となったため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものであります。

議案第74号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の

一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第75号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布され、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第76号 紀の川市老人の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、東国分老人憩の家の廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正については、紀の川市立竜門小学校移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、4月の人事異動に伴う人件費及び事業執行上緊急を要する事業を補正する予算措置するものであります。

議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、施設の民営化により、平成28年3月31日をもって那賀老人福祉施設組合を解散するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御同意、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

報告第2号では、紀の川市税条例の一部を改正する条例、報告第3号は、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めます。

いずれも平成27年度税制改正に伴い、急を有する部分のみ専決をさせていただいており、専決日は、平成27年3月31日でございます。

まず、9ページをお願いいたします。

改正内容が多岐にわたりますので、主な改正点のみ御説明をさせていただきます。

9ページの附則第7条の3の2第1項については、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期限を平成29年12月31日までとされていたものを平成31年6月30日までと、1年半延長するものであります。

続いて、10ページをお願いします。

附則第9条及び附則第9条の2では、いずれもふるさと納税ワンストップ特例を創設し、確定申告を必要とする現在の仕組みに税法上の特例を創設しまして、確定申告不要な給与

所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる仕組みが導入される改正であります。

13ページをお願いします。

附則の第12条と、それから15ページの附則第13条につきましては、現行の土地に係る負担調整措置の仕組みを平成27年度から平成29年度に、3年間延長する改正であります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

附則の第16条、これは一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を規定するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を講ずるものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

19ページの第2条、紀の川市税条例の一部改正する条例の一部改正でございます。平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始期間が1年間延長されたことに伴う改正でございます。

22ページから28ページは、今回の改正の附則でございます。

続きまして、報告第3号 都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますので、議案書の31ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第2項につきましては、対象条項の追加に伴うもので、家庭的保育事業等及び生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業、固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置の創設による改正であります。

次の附則第2項から、34ページの第7項は、宅地等に対して課する都市計画税の特例である現行の負担調整措置の仕組みが継続されることから、現行の仕組みを平成27年度から平成29年度に3年間延長する改正でございます。

以上、報告第2号及び報告第3号につきまして、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書36ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、紀の川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

37ページは、専決処分書でございます。平成27年3月31日に専決処分をしたもの

でございます。

38ページをお願いします。

改正条例第1条は、第2条、第2項、第3項及び第4項の改正。

並びに、次のページ、第23条第1項の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円にそれぞれ引き上げる改正を。同条第2号及び同条第3号の改正は、5割軽減、2割軽減の判定基準額を改正し、軽減の対象世帯を拡充するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正条例第2条は、附則の改正でございまして、第1項中に、ただし書き条文を追加するものでございます。附則として、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の41ページをごらんください。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。専決日は、平成27年3月31日でございます。

別冊の表題に、平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億829万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費補正に係る規定。

第3条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、繰入金、市債の確定による補正でございます。

4ページをごらんください。

歳出につきましては、歳入の確定に伴い、補正措置しております。

5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

上段の変更につきましては、プレミアムつき商品券発行に係る地域住民生活と緊急支援のための交付金が増額となったため、繰越額を1億3,071万5,000円にしております。また、下段の廃止につきましては、マイナンバー制度導入に伴うシステム構築経費1,409万6,000円の繰越明許をお認めいただいておりますが、国の補助要件が

変更になり、繰越事業は補助対象にならないため、電算システム管理運営事業を廃止し、補助対象になる平成27年度一般会計補正予算（第1号）に同額を計上しております。

次のページの第3表、地方債補正でございます。

それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更を行っております。

それでは、別冊の平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の4ページをごらんください。

10款、地方交付税につきましては、普通交付税で1,231万円の増額、特別交付税は5,602万8,000円の増額、合わせて6,833万8,000円の増額でございます。

5ページをごらんください。

14款、国庫支出金は、地域住民生活等緊急支援のための交付金と社会保障税番号制度システム整備費補助金の確定により、3,149万8,000円の減額。

18款、繰入金は、財政調整基金からの繰入金を6,382万円減額。

21款、市債につきましては、事業費の確定により9,890万円の減額としております。

7ページをごらんください。

歳出につきましては、2款、1項、13目、電算管理費、電算システム管理運営事業1,409万6,000円の減額、先ほど御説明しました繰越明許費の廃止とともに減額するものでございます。

次に、3款、2項、6目、児童福祉施設費、保育所保育環境充実事業につきましても、国の補助要件が変更になったため、事業費総額は変わりませんが、予算の組み替えを行っております。

以上が、平成26年度一般会計補正予算（第6号）の内容でございます。御承認、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第65号から議案第71号までの最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についての7議案、一括して御説明申し上げます。

議案書、43ページをお願いいたします。

まず、議案第65号につきましては、住所、紀の川市桃山町市場104番地1、氏名、すぎはらしげる杉原重留、昭和23年6月21日生まれ。

続きまして、44ページをお願いいたします。

議案第66号につきましては、住所、紀の川市桃山町元406番地4、氏名、かたやまともひさ片山具久、昭和22年2月25日生まれ。

続きまして、45ページをお願いいたします。

議案第67号につきましては、住所、紀の川市桃山町元923番地7、氏名、まつやまよしひろ松山能大、

昭和35年1月31日生まれ。

続きまして、46ページをお願いいたします。

議案第68号につきましては、住所、紀の川市桃山町神田664番地、氏名、橋村^{ほしむら}守^{まもる}、昭和35年11月2日生まれ。

続きまして、47ページをお願いいたします。

議案第69号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上365番地、氏名、西^{にし}正男^{まさお}、昭和21年3月1日生まれ。

続きまして、48ページをお願いいたします。

議案第70号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上738番地2、氏名、西^{にし}宏明^{ひろあき}、昭和31年6月12日生まれ。

最後に、49ページをお願いいたします。

議案第71号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上1077番地、氏名、佐古太^{さこた}加夫^{かお}、昭和33年10月29日生まれ。

なお、任期につきましては、平成27年7月1日から平成31年6月30日までの4年間となっております。また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊の議案資料1ページ及び2ページに記載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、7議案につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第72号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

議案書、50ページをお開きください。

記といたしまして、1. 契約の目的 市民公園プール整備工事。2. 契約の方法 随意契約。3. 契約の金額 4億3,092万円。4. 契約の相手方 和歌山県有田郡湯浅町湯浅2512 株式会社中井組 代表取締役社長 中井賢次。

提案理由といたしまして、平成27年度一般会計当初予算で議決を得ました市民公園プール整備工事について、5月27日紀の川市役所5階大会議室において、7社による条件つき一般競争入札を行ったところ、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求めるものでございます。

別冊で、議案資料といたしまして、3ページから7ページにかけて図面を添付しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第73号 工事請負契約の一部変更について、提案理由の詳細説明をさせていただきます。

平成26年第1回紀の川市議会臨時会及び平成27年第1回紀の川市議会定例会におい

て、議決をいただきました旧貴志川分庁舎耐震改修工事請負契約の一部を下記のとおり変更するため、議決を求めるものでございます。

変更後の請負金額が4億2,369万7,240円で、897万8,040円の増額です。増額理由につきましては、工事施工中に当初設計図書とは異なる1階天井及び3階天井の空調ダクト接合部分にアスベスト含有建材が発見され、その除去に係る費用の増額と1階図書館部分のいす等家具の変更による増額でございます。このアスベスト含有建材は、非飛散性のもので、発見後は適切に処理をしております。なお、本工事の請負業者は、株式会社浅川組です。

議案資料の8ページに、アスベスト除去の追加箇所を斜線で表示しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、次のページをごらんください。

議案第74号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市税条例等の一部を別紙のとおり制定するものとする。

今回の改正の主な内容は、地方税法等の改正に関連する固定資産税及び都市計画税の課税標準を求める際の経過措置の適用期間の延長と軽自動車税の税率改正に伴う条文整備でございます。

次の53ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条及び第2条では、非住宅用地から住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課税される固定資産税、都市計画税の課税標準額の計算方法等について、経過措置が周辺の土地との税負担のバランスを考慮して経過措置を引き続き計上するもので、平成27年度から平成29年度までの期間に延長をいたします。

次のページをお願いいたします。

第3条の改正は、軽自動車税の税率改正です。平成27年度から引き上げることになっておりました二輪車等の税率が、平成27年度の税制改正で平成28年度に延期となったことから、地方税法では規定されていない小型特殊自動車の税率についても、平成28年度に延期するものでございます。

附則で、施行期日と経過措置を規定しております。

続きまして、次のページ。

議案第75号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、別紙のとおり改正するものでございます。

主な改正内容は、産業振興をより効果的に推進するため、中小企業者に関する要件緩和が行われ、幅広い事業者が活動できるよう対象業種が拡大され、省令改正により適用期間が平成27年3月31日から平成29年3月31日まで延長されます。

次のページをお願いします。

まず、第1条では、対象業種が、改正前は製造業及び旅館業が対象となっておりましたが、有線放送業、ソフトウェア業などの情報サービス業と農林水産物等販売業が追加され

ております。

次のページの第2条、固定資産税の不均一課税は、対象となる土地の取得日の規定が半島振興法の公示日、昭和61年6月27日以後に取得し、取得後1年以内に対象家屋の建設に着手した対象部分も敷地となっていました。平成27年4月以後に取得した土地が不均一課税の対象となる改正でございます。

附則で、施行期日と経過措置を規定しております。

以上、御審議をお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

議案書61ページ、62ページをお願いします。

今回の改正は、紀の川市東国分796番地の3、東国分老人憩の家の用途を改め、集会所として地元移管することにより、第2条で、名称及び位置を削除、あわせて市内に老人憩の家の設置が1カ所になることから、「貴志川町老人憩の家」を「紀の川市老人憩の家」に改めるものでございます。また、改正前の貴志川町老人憩の家は、貴志川生涯学習センター内にありますので、使用料の規定は設けていないことから、東国分老人憩の家の廃止に伴い、使用料関係条文第7条、第8条及び別表を削除し、あわせて以降条文を繰り上げるものでございます。

なお、附則で、交付の日から施行することといたしております。

以上、補足説明といたします。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書63ページをお開きください。

紀の川市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正するため、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市立竜門小学校の移転に伴い、学校の位置を改正させていただきます。

次のページをごらんください。

別表1の竜門小学校の位置を、「紀の川市杉原307番地」から「紀の川市杉原257番地1」に改正させていただきます。

附則といたしまして、本条例の施行日を平成27年8月29日と定めております。

なお、議案資料の9ページに位置図を添付いたしておりますので、ごらんおきください。

以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の65ページをごらんください。

議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,952万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億9,952万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を増額しております。

続きまして、3ページ、4ページの歳出につきましては、各費目ごとに人事異動に伴う人件費及び事業執行上急を要する事業について、補正措置をしております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

13款、使用料及び手数料、2項、手数料、3目、衛生手数料804万円、紀の海広域施設組合新清掃工場建設工事の工期延長により、一般廃棄物処理手数料を増額しております。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金のうち社会保障税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度導入に伴うシステム改修に係る国庫補助金でございます。

次の15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金85万8,000円の増額、学童保育「太陽の子」が障害児を受け入れることによる補助金でございます。

続いて、18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、基金繰入金のうち、財政調整基金から7,343万9,000円の繰り入れをしております。

4ページをごらんください。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入170万7,000円、紀の海広域施設組合新清掃工場建設工事の工期延長により増額しております。

21款、市債、1項、市債、4目、土木債4,180万円の増額、市道上田井9号線道路改良事業に係る地方債でございます。

5ページをごらんください。

歳出は、人件費と賃金以外の主な事業の御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

2款、総務費、1項、総務管理費、13目、電算管理費1,409万6,000円の増額、マイナンバー制度導入に係るシステム開発費でございます。

15目、自治振興費、地域安全推進事業1,429万8,000円の増額、犯罪抑止力

を高めるとともに、特に子どもの安全確保を図るため、公立の保育所、小学校、中学校で防犯カメラが設置されていない学校等23カ所に防犯カメラを設置する事業でございます。

次の7ページ、19目、合併10周年記念事業費、市歌制定事業160万円の増額、合併10周年記念式典において、市歌を発表できるよう作曲業務の委託料とCD化をするための委託料を増額しております。

続きまして、14ページをごらんください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業517万9,000円の増額、学童保育のチャレンジ児童クラブの利用児童数の増加に伴い、名手小学校の3階部分を改修する経費と「太陽の子」で障害児を受け入れするため、委託料を増額しております。

続きまして、17ページをごらんください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、7目、水道事業費、19節、地元管理飲料水供給施設事業補助金125万円の増額、この事業は、地元管理の飲料水供給施設のろ過装置改修工事に対して2分の1の補助を行う事業でございます。

2項、清掃費、1目、清掃総務費、19節、紀の海広域施設組合事業負担金6,244万5,000円の減額、新清掃工場建設工事の工期延長により、施設維持管理経費の負担期間が短縮されるため、負担金が減額になるものでございます。

また、2目、塵芥処理費1億2,835万5,000円につきましても、新清掃工場建設工事の工期延長に伴い、可燃ごみ処理委託料等が必要になりますので、増額しております。

続きまして、24ページをごらんください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路橋梁新設改良費のうち市道等改良事業4,400万円の増額、市道上田井9号線道路改良事業として、交通の安全性を高めるため、国道24号から市道への進入口の鋭角な交差部分を道路拡幅する事業でございます。

続きまして、26ページをごらんください。

9款、消防費、1項、消防費、5目、水防費167万9,000円の増額、紀の川の岩手狭窄部解消に向けて、水利実験が行われておりますつくば市の国土技術政策総合研究所への視察研修経費でございます。

最後に、29ページをごらんください。

10款、教育費、5項、社会教育費、5目、青少年育成費、13節、青少年育成市民会議活動委託料67万8,000円の増額、地域全体で児童の見守りを強化するため、啓発ベストや車に設置する啓発用プレートを作成し、配布する事業でございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第5のうち、議案第65号から議案第71号までの最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についての7議案につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第71号までの7議案については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、議案第65号から議案第71号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についての質疑、採決を行います。

これより、議案65号から議案第71号までの7議案に対する一括質疑を行います。質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

それでは、順次お諮りします。

議案第65号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りします。

議案第66号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りします。

議案第67号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りします。

議案第68号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りします。

議案第69号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり同意されました

続いて、お諮りします。

議案第70号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり同意されました。

続いて、お諮りします。

議案第71号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり同意されました

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

6月23日、火曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時28分）